

◆事例1

地方から上京している都内在住の未婚 35 歳男性(婚姻歴なし・子無し)の独り住まい事案 (赤信号無視で横断歩道を横断中の事故)

Aさんは都内に会社員(大卒)。男性 35 歳。

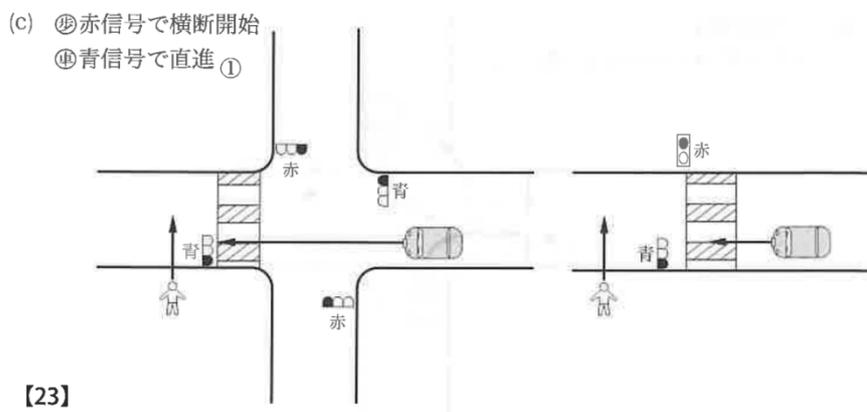
Aさんは地方出身者で実家にはご両親が住んでいる(賃貸マンション)。

実家にはご両親の保有車があり、任意保険を調べると(弁護士特約、人身傷害特約(車外OK・5000万))が付いている。

【事故態様】

本年8月1日の事故。

Aさんはコンビニでの買い物の帰りに横断歩道が赤信号であるにも関わらず、急いでいたため横断中、直進車に轢かれた。頭部外傷。(原則 Aさんの過失70)



(図:別冊判例タイムズNo.38 から引用)

【事故後の経過】

3次救急病院へ緊急搬送、重症頭部外傷と診断を受けた。

1か月ほど意識はなかったが、その後、徐々に回復した。

本年10月1日、リハビリテーション病院へ転院。

【来年1月(事故から180日)に退院する予定】

現在、意識は回復し医療的行為はないものの重度の高次脳機能障害を負っている。

左半身に麻痺があり、日常生活には多くの介助が必要。
見守りがあれば、食事はなんとか自分で摂れる
車イスは自走できるがコントロールできないので危険
両親は実家での介護を希望している。

【現状で想定される自賠責後遺障害等級】

想定される自賠責後遺障害等級は2級程度と思われる。

2級:神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

【課題】

- ・地方に住む両親は自宅での介護を希望しているが賃貸マンションなのでリフォームができない
- ・会社の就業規則では1年間籍を置けるのだが、社会保険等を考慮した場合、適切な退職時期はあるのか
- ・仮に実家に戻ったとして、ご両親の介護以外に使える社会福祉サービスはあるのか(介護保険は使えない)
- ・過失の大きな事故だったが、Aさんは将来経済的に困ることなく生活できるのか
- ・両親が弁護士相談に行ったが、「Aさんに後見人を付けないと受任できない」と言われた
- ・

◆事例2

高齢者の青信号横断中の事故(被害者側の過失はゼロ)

相手方バイク任意保険未加入

神奈川県に住むBさん(女性)は70歳。定年退職後は年金(月額15万)と簡単なアルバイトで月額5万(合計20万)ほど収入があった。家事労働もしていた。

同居の長男夫婦と孫にはマイカーが2台あり、それぞれ、任意保険(弁護士特約、人身傷害特約(車外OK 3000万))に加入していた。

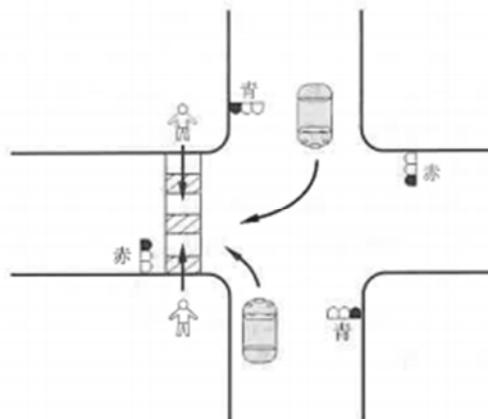
【事故態様】

本年8月1日の事故

Bさん(女性)は、アルバイトの出勤途中に青信号の横断歩道を横断中に信号無視の左折車で轢かれた。頭部外傷。(Bさんの過失は0)

相手方は自賠責(強制保険)には加入していたが、任意保険には加入していなかった。

(a) ②青信号で横断開始
④青信号で進入①



【12】

(図:別冊判例タイムズNo.38 から引用)

【事故後の経過】

三次救急病院に約2カ月入院後、本年10月1日にリハビリテーション病院に転院。

受傷後6か月が経過し、退院時期が近づいてきているが、身体障害(左片麻痺 身障手帳2級で申請中)と重度の高次脳機能障害(常時見守りが必要)が残っている。

訓練レベルで立ち上がりは可能だが、歩行訓練は難しい。日常的にリクライニング車椅子に乗

車している。コミュニケーションはごく簡単な質問に「はい・いいえ」で答えられるが正確性に乏しく、快不快が確認できる程度。食事も介助が必要。排泄はオムツ使用。更衣等は介助。
来年1月末で退院予定。

【後遺障害の程度】

身体障害者手帳2級(左上肢3級 左下肢4級)で申請中
重度の高次脳機能障害

【想定される自賠償後遺障害等級】

想定される自賠償後遺障害等級は1級程度と思われる。

1級:神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

【その他】

リハビリ病院退院後、家族は本人の住み慣れた自宅で在宅介護をしてあげたいが、共働きで孫などもいるので在宅介護は難しいのではないかと考えている。

要介護は5

【課題】

- ・労災に当たるのでそのメリット
- ・相手方は無保険だったので自賠償しかもらえないのか
- ・休業補償はもらえるのか
- ・自宅以外で住む場所はあるのか
- ・自宅での介護も可能か
- ・労災ではなかった場合の健康保険の利用問題
- ・